

AED設置箇所一覧

| 名称 | 利用規制 | 設置台数 | 住所 | 電話番号 |
|----------------|------|------|---------------|--------------|
| 町内公共施設関係 | | | | |
| 御代田消防署 | A | 1 | 大字御代田2382-3 | 0267(32)0119 |
| 御代田町役場 | A | 1 | 大字馬瀬口1794-6 | 0267(32)3111 |
| エコールみよた | D | 1 | 大字馬瀬口1901-1 | 0267(32)9100 |
| B&G海洋センター | C | 2 | 大字御代田4107-72 | 0267(32)6114 |
| やまゆり体育館 | C | 1 | 大字塩野3025-2 | 0267(32)6665 |
| ハートピアみよた | D | 1 | 大字御代田1772-1 | 0267(32)1100 |
| 御代田南小学校 | C | 1 | 大字御代田4107-41 | 0267(32)2034 |
| 御代田北小学校 | C | 1 | 大字馬瀬口1935 | 0267(32)2069 |
| 御代田中学校 | A | 1 | 大字御代田2718 | 0267(32)2117 |
| 雪窓保育園 | E | 1 | 大字御代田4107-117 | 0267(32)4166 |
| やまゆり保育園 | D | 1 | 大字馬瀬口2091-6 | 0267(32)2436 |
| 東原児童館 | D | 1 | 大字馬瀬口1499-2 | 0267(32)5769 |
| 大林児童館 | B | 1 | 大字御代田4107-151 | 0267(32)0154 |
| 一里塚地区世代間交流センター | B | 1 | 大字馬瀬口1507-145 | — |
| 面替公民館 | B | 1 | 大字面替544 | — |
| 栄町公民館 | B | 1 | 大字御代田2502-6 | — |
| 平和台公民館 | A | 1 | 大字御代田2670-94 | — |
| 豊昇地区世代間交流センター | B | 1 | 大字豊昇1800-8 | — |
| 消防団第7分団詰所 | A | 1 | 大字御代田2274-3 | — |
| 佐久広域老人ホーム豊昇園 | D | 1 | 大字豊昇1800-8 | 0267(32)6367 |

利用規制等

- A = 緊急時施設外使用可能
- B = 緊急時施設外使用可能 (季節により制限)
- C = 緊急時施設外使用可能 (曜日により制限)
- D = 緊急時施設外使用可能 (時間により制限)
- E = 施設外使用不可能

AED設置事業所

AEDを設置されている事業所は、右記のQRコードまたはURLからご覧になれます。

[御代田町ホームページ](#)

<https://www.town.miyota.nagano.jp/category/kyuukyuu/2605.html>



AEDとは

AED (自動体外式除細動器) は、突然心停止状態に陥った時、心臓に電気ショックを与えて、正常な状態に戻る可能性があり、誰にでも簡単に取り扱える医療機器です。

対象年齢は、未就学児 (1歳未満を含む) から高齢者まで使用可能です。

※AEDだけでは、蘇生 (息を吹き返す) の効果は高くありません。心肺蘇生法も一緒に行うことで救命率を上げることができます。詳しい使用方法を知りたい方は救命講習を受講しましょう。

救命講習を受けましょう!

「大切な人や家族の命」を守るために救命講習で知識と技術を身に付けましょう。

救命講習は5名以上から申し込みが可能です。講習時間は1時間を目安に希望に沿った救急法のみ受講も可能ですが、3時間以上の決まったコース (成人対象、小児・乳児・新生児対象) を受講することで修了証を受領することができます。

※3時間以上のコースではeラーニング (応急手当Web講習) を事前に受講することで1時間短縮できるコースもありますので、申し込みの際ご確認ください。

問い合わせ先: 御代田消防署

0267(32)0119

消防署から皆さんへ

火災を予防するために



- ① 家のまわりに燃えやすい物を置かない。
- ② 寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない。
- ③ 揚げものを料理するときは、その場を離れない。
- ④ 風の強いときは、たき火をしない。
- ⑤ 子どもに火遊びをさせない。
- ⑥ 電気器具は正しく使用し、たこ足配線はしない。
- ⑦ ストープの近くに、燃えやすい物を置かない。

以上の7つのポイントに注意し、尊い命と財産を火災から守りましょう!

野外焼却は禁止です!

家庭や職場から出たゴミの野外焼却行為は一部例外を除き法律で禁止されています。例外行為の1つとしてたき火 (枝葉等の燃焼行為、キャンプファイヤーなど軽微なもの) がありますが、例外とされるのは、周囲に影響を与えない少量かつ煙や二オイが軽微なもののみです。もし、苦情が発生した場合はたき火であっても法律違反と判断される可能性がありますので、枝葉・草は収集ごみ (可燃) に出すことを最優先としてください。たき火をする場合は自己責任のもと、周囲に十分配慮してください。なお、たき火などをする場合で火災と見間違えるような煙が発生する場合は、あらかじめ御代田消防署に届け出るようにしてください。

また、違法な焼却を見かけた場合は、役場 (町民課環境衛生係 32-3114) が警察へ通報をお願いします。

住宅用火災警報器の設置と点検

全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。被害の拡大と逃げ遅れによる死者の発生を防ぐために、住宅用火災警報器の設置がお済みでない方は、設置をしましょう。

また、住宅用火災警報器は一般的に電池で動いています。火災を感知するために常に作動しており、その電池の寿命は約10年とされています。「いざ」というとき、住宅用火災警報器が作動するように、定期的に点検をすることが大切です。点検により火災警報以外の音声 flowed 場合や音声流れない場合は住宅用火災警報器本体の交換をしてください。

※悪質販売に注意しましょう。消防署員がお宅を訪問し、販売することはありません。



火災になったら

火災を発見した際は、大声で家族や近くにいる人に知らせ、協力を求めることが大切です。

次に子ども、お年寄り、体の不自由な人を避難させてから初期消火を始めます。どこが燃えているのかを確かめ、慌てずに消火を行ってください。炎が天井まで燃え広がってしまったら、消火することは困難です。速やかに避難し、119番に通報してください。

また、一旦避難したら、忘れ物などがあっても、絶対に取りに戻らないようにしてください。



問い合わせ先: 御代田消防署

0267(32)0119